

別紙（「群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）」の原案に関する意見募集の結果について）

No.	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
				修正前	修正後
1	地域住民が身近な圏域で参画するためには、個々のニーズと参画可能な活動を結びつける仕組みが必要である。多くの住民がスマホなどのデジタル機器に慣れている現状を踏まえ、県がマッチング機能を備えたデジタルアプリのプラットフォームを構築すべきではないか。	「あらゆる地域住民の参画」では、「担い手」「受け手」の関係を超えて、意思決定支援が必要な方やハンディキャップのある方等を含む誰もが地域に参画できる一員となることを目指す取組について言及しています。 デジタルアプリによるマッチングは、地域活動の促進に有効な手段の一つと考えられますが、本項の重点は、上述の取組を通じて、誰もが活躍できる環境を整えることになります。このため、県が御意見のようなプラットフォームを構築する方針は現時点ではありませんが、いただいた視点は今後の検討において参考にさせていただきます。	無		
2	民生委員・児童委員の充足率が下がり、担い手確保が大きな課題となっている。活動支援や地域の見守り体制を強化し、委員が無理なく継続できるような具体的な対策を検討すべき。	御意見のとおり、民生委員・児童委員の担い手確保は重要な課題であり、本計画でも活動支援に取り組む方向性を示しています。 なお、具体的な個別施策の列挙は本計画では行わず、今後の推進段階で市町村や関係団体と連携し、活動支援・負担軽減や普及啓発につながる取組を検討・展開していきます。いただいた御提案はその際の参考とさせていただきます。	無		
3	孤独・孤立の増加により、孤独死の問題が深刻化する恐れがある。隣近所のつながりや地域のコミュニケーションが回復しないと、福祉プランの実効性も高まりにくい。	孤独・孤立は高齢者に限らず幅広い世代で生じうこと、また家族や地域の在り方の変化を踏まえると、近隣コミュニケーションの回復のみによる対応には限界があると認識しています。 これを受け、本計画では、日常の気づきから支援機関へのつなぎまでを担う「つながりサポーター」の養成に取り組むことにより、多様な機関と連携し孤独・孤立の予防・早期対応を図ることとしており、御意見の内容を包含するものでありますので、本案のままとさせていただきます。	無		

別紙（「群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）」の原案に関する意見募集の結果について）

4	<p>分野横断的関わりが重要となってきた現状において、適切な情報提供及び情報共有を行うためにDXを推進することの必要性</p>	<p>御意見のとおり、分野横断的な支援を進めるうえで、適切な情報提供や情報共有を支えるDXの活用は、関係者間による情報共有に資するものと認識しています。一方で、支援の実施にあたって具体的な情報提供・情報共有を行う主体は市町村であり、本計画では県としての取組に焦点を当てて整理しています。</p> <p>そのため、本計画において個別の記載を追加するものとはしませんが、今後の取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	無		
5	<p>個別避難計画の立案における福祉専門職の関与の必要性</p>	<p>個別避難計画の策定には福祉専門職の関与が重要であることは、内閣府策定の取組指針においても明示されており、本県においても、福祉専門職の関与が必要な方の計画策定に当たっては、福祉専門職にも関与いただいているところです。</p> <p>御意見いただいた内容は、広く共有されている考え方として定着しているため本計画本文への明記は行いませんが、県としても、今後も市町村を支援する際には、福祉専門職の参画を積極的に促す支援を継続してまいります。</p>	無		
6	<p>個別避難計画の「質の向上」のために具体的なガイドラインの整備の必要性</p>	<p>個別避難計画の策定に当たっては、内閣府が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ【追補版】」を策定し、策定手法や記載内容、関係機関との連携体制構築等の取組例などを示すことで、市町村に対する策定支援を行っています。</p> <p>本県では、これらの資料を参考に取組が遅れている市町村への重点的な伴走支援を行っているほか、先行市町村が計画作成を通して構築した効率的な作成プロセスを横展開することで、画一的な市町村支援に加え、各市町村の実状に応じた支援を実施しています。</p> <p>そのため、現時点では県独自のガイドラインを整備する予定はありませんが、いただいた御意見は今後の検討において参考にさせていただきます。</p>	無		

別紙（「群馬県福祉プラン（令和8年度～令和12年度）」の原案に関する意見募集の結果について）

7	<p>災害ケースマネジメントの仕組みの導入及び福祉専門職の活用の必要性</p> <p>災害ケースマネジメントの導入については、県でもその必要性を認めているところであり、群馬県災害福祉支援ネットワークにおいては、令和7年度より同ネットワークに「災害時の被災者支援のための各士業団体相互協力に関する協定」参画団体及び群馬県災害時救援ボランティア連絡会議の構成団体等を加えた関係団体との連携により、災害ケースマネジメントや被災者の生活再建支援にかかる研修会を実施しています。こうした取組による知見の活用を、本計画上でも明らかにするため、該当する箇所に「災害ケースマネジメント」に関する記載を追記します。</p>	有	<p>P.33</p> <p>基本目標2(3)災害福祉支援の充実 施策の方針Ⅰ DWAT の機能強化と活動範囲の拡充に向けた取組</p> <p>現地での DWAT 活動において必要とされる円滑な連絡調整機能を強化するほか、<u>在宅避難や車中避難者へのアウトリーチを含めた</u>新たな課題に対する検討を進めます。</p>	<p>現地での DWAT 活動において必要とされる円滑な連絡調整機能を強化するとともに、<u>関係団体との連携のもとで実施している災害ケースマネジメント及び被災者の生活再建支援に関する研修の知見を踏まえ、在宅避難・車中避難を含む避難所内外の要配慮者への対応に係る新たな課題の検討を進めます。</u></p>
---	--	---	---	---